研究活動における不正防止に関する行動規範

この行動規範は、サスメド株式会社(以下「当社」という。)の「研究活動における不正防 止に関する基本方針」に関連して、当社が研究活動における不正行為を防止し、公的研究費 を運営・管理する上で、研究活動又は公的研究費の運営・管理に関わる当社の役職員の行動 規範を定めるものである。

- 1. 役職員は、研究活動及び公的研究費の運営・管理に当たり、法令、指針・ガイドライン 及び当社が定める規程等を遵守しなければならない。
- 2. 役職員は、公的研究費が当社の運営・管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用するものとし、実態のない経費の使用、目的外使用・期間外使用などの不正な使用は行ってはならない。また、役職員は、公的研究費の運営・管理に関し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 3. 役職員は、研究活動及び公的研究費の運営・管理に当たり、取引業者との関係において 第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 4. 役職員は、研究活動における不正行為、公的研究費の不正使用が当社におけるすべての 研究に深刻な影響を与えることを自覚し、不正行為を未然に防止するため、別に定める 不正防止計画等を踏まえて行動しなければならない。
- 5. 役職員は、コンプライアンス及び研究倫理に関する定期的な研修の受講等により、研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の運営・管理に関するルールの理解に努めなければならない。

以上